

千葉県児童生徒性暴力等
防止対策検討委員会報告書
(令和5年度)

令和6年3月29日

千葉県児童生徒性暴力等防止対策検討委員会

目次

第1 はじめに

第2 答申

1 発生を防止するために

(1) 性暴力を生まない環境の整備

ア 物理的死角をゼロにすること

イ 「担任依存」からの脱却

ウ 「一対一」の禁止

エ 心理的死角をなくすこと

(2) 子どもの安全を確保するための安全配慮義務の理解・履行

ア 子どもの「守られる権利」の保障の制度化

イ 学校全体の問題でもあるとの認識をもつこと

ウ 教師の権力性を前提とした制度の構築

エ 教職員養成の段階、教職員の採用段階、養成の段階における取組み

オ 教職員相互のチェック、報告義務化、相談体制の充実

(3) 児童生徒への性の人権教育

ア 性の人権教育の重要性

イ 性の人権教育のさらなる推進

2 早期発見するために

(1) 教職員が性暴力に関する理解を深めること

ア 性暴力を受けた子どもに表れるサインを見逃さない

イ 性暴力を行う者（加害者）に関する知識を身に付ける

(2) 児童生徒が助けを求めるための仕組みの充実に努めること

ア 性暴力を受けた子どもにとっての被害を申告することの壁をなくす

イ 「子どもにこにこサポート」の課題

ウ アンケートの実施と見直し

(3) 二次被害の防止策を講じること

3 発見後適切に対応するために

(1) 初期対応

- ア 役割分担・行動規範を予め定めておくこと
- イ 被害児童生徒及び他の児童生徒の安全確保
- ウ 「疑いが生じた」時点で対応すること
- エ 児童生徒への聴き取りは簡潔に聴き取り、直ちに性暴力の発生を市教委に報告すること
- オ 市教委における対応
- カ 児童生徒や保護者との情報の共有

(2) 中期・長期対応

- ア 児童生徒及び保護者のケア
- イ 初動対応スキル涵養のための職員研修の実施と人員の充実
- ウ 制度化に向けた関係機関との協議

4 その他

第3 まとめと今後の課題

第1 はじめに

本答申では、令和3年6月に千葉市子どもへの性暴力防止対策検討会（以下「検討会」という。）が提言した「子どもへの性暴力防止対策について」（以下「本提言」という。）に基づく千葉市教育委員会（以下「市教委」という。）の児童生徒性暴力等防止対策の実施状況について評価を行う。評価の対象期間は主に令和4年度であり、必要に応じて令和3年度から令和5年度までの状況も含めて検討する。

また、本提言手交後、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）」及び令和4年3月18日文部科学大臣決定（令和5年7月13日改訂）「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」が成立しているところ、本答申では、本提言及びその後の市教委の取組みがこれらに沿うものであるかについても検討を行う。なお、犯罪予防の策定にあたって有益な観点として「状況的犯罪予防の5原則」が知られている（Clarke, R. & Eck, J.E. (2003). *Become a Problem-Solving Crime Analyst* (1st ed.). Willan.）。すなわち犯罪予防にあたっては「1）労力を増大させる、2）発覚リスクを増大させる、3）報酬を減少させる、4）誘因を減少させる、5）正当化論拠を排除する」の5点が重要だとされている。

本提言に基づいて実施されている千葉市の学校における性暴力防止対策（以下「性暴力防止対策プログラム」という。）は、上記5原則の多くを満たすものである。例えば「1）労力を増大させる」に該当する取組みとして「鍵の管理の一元化」「密室での一対一の禁止」「管理職の許可及び保護者の同意のない電子メール等を使用した私的なやり取りの禁止等、性暴力に繋がるおそれのある行為の禁止」等が挙げられる。「2）発覚リスクを増大させる」に該当する取組みとして「死角の除去」「不定期な見回り」「子どもにこにこサポート」「生命（いのち）の安全教育（児童に対するプライベートゾーンの説明等）の実施」等、「5）正当化論拠を排除する」に該当する取組みとして「児童生徒を性暴力から守るための行動指針の策定と周知徹底」「教職員研修の実施」等が挙げられる。性暴力防止対策プログラムは、これ

らの取組みを通じて全国的にも類を見ない包括的な性暴力防止対策として評価出来る。特に、本提言が公表されてから1年余りで実行に移された点は高く評価されるべきである。今回の事業評価では、これらの5原則を基に、対策の改善余地や実際の運用が原則に沿っているかどうかを検証する。

なお、本提言では、第4章「提言」にて、1. 発生防止、2. 早期発見、3. 事後対応の3つに分けて提言がなされている。以下その流れに沿って千葉市の取組みを見ていく。

第2 答申

1 発生を防止するために

(1) 性暴力を生まない環境の整備

ア 物理的死角をゼロにすること

(ア) 死角の除去

本提言では「性暴力を生まない環境の整備」の一環として「物理的死角をゼロにすること」が挙げられた。具体的には「空き教室等の施錠を必ず行う、鍵の管理を管理職等において一元管理する（鍵の使用、時間、場所等が特定出来る形にする）、廊下から教室内が見えるようにする、ドアを隠す掲示物は貼らない」等である。

この点について、市教委では、検討会での議論を受け、令和元年度に全市立小学校と千葉市立第二養護学校において死角点検を実施し、令和2年度には全市立中学校と千葉市立養護学校及び高等特別支援学校の死角点検を実施した。令和3年度には、全市立学校（小108、中・中等54、特別支援3、高等学校2の計167校）を対象として校内死角改善点検を実施した。

点検にあたっては「校内死角改善確認シート」を作成し、窓ガラスに貼付している掲示物（ポスター等）の除去、窓ガラスの近接箇所に設置しているついたて・ロッカー等の移動、空き教室等の施錠（ルール化）を行い、一人の教職員が独占的に空き教室を使える状況について改善を行った。また、屋上への階段に規制線を張ったり、立入禁止の看板を立てたりすることで、進入し難い状況を作ったり、屋上への階段の空きスペースを整理整頓し、見通しをよくしている。昇降口は、児童生徒が登校後、扉を確実に閉める等の配慮がなされている。なお、今後の課題として「構造上、死角になってしまう部分への対応」が挙げられた。

全市立学校での物理的死角を除去するための対策の実施については、その進捗と取組みは評価に値する。特に、「校内死角改善確認シート」の作成は、点検ポイントを具体化し、その実施を促進している点で評

評価出来る。死角を確認するだけでなく、見つかった死角につき具体的にどのような対応を行うか各校で検討させ、それを市教委に報告させるというプロセスも、実際に具体的な対策を採る実効性を確保することに資するものであり、評価出来る。複数の抽出校を設定し、市教委で死角点検における実施状況調査の確認を行うことも有効な取り組みである。

管理職から全職員に対して死角の場所や対策について周知していることは評価すべきである。今後は、死角点検の結果を児童生徒及び保護者に一層周知し、彼らの不安に対する意見を聴取することが重要である。これにより、実際の安全感を高めることが期待される。児童生徒にとっても死角となる場所を認識することが出来る。

死角点検における実施状況調査の十分性については検討の余地がある。第一に、死角点検における実施状況調査の結果を見ると、そのほとんどが教育職員等により確認したものであった。管理職だけでなく、教務、生徒指導主任等複数の者により点検が実施されたことは評価出来るものの、現在、千葉市では、通学路内の危険場所につき、定期的に保護者によるチェックを実施しているところ、学校内の死角チェックについても、同様に、保護者が実際に学校内を視察し、かかるチェックを行う仕組みの導入をすることを検討されたい。また、児童生徒自身がそのチェックに加わることも望まれる。このように、教育職員等、保護者、児童生徒という様々な者の視点で確認することで多角的な確認が可能となるし、特に、児童生徒にとっては、防犯意識を高める機会ともなる。

第二に、各校から市教委に対して、具体的な死角に係る対策が報告された後、市教委において、同報告の内容についてどのように精査しているか、仮に不十分な対策が確認された場合には改善策を講じるよう指示しているか等については明確な仕組みづくりがされていないため、今後はその点についても市教委において対応を求めたい。特に、事前通告の上で学校を訪問する場合、調査当日だけ目貼りを除去した

り、ついでを移動する等の一時的な対応が可能であり、点検の有効性が低下する。抜き打ち調査の実施がより実効性のある対策となるだろう。

第三に、千葉市児童生徒性暴力等防止対策検討委員会（以下「本検討委員会」という。）が、合理的な予防策の立案や的確な評価を行うためには、委員が学校の実情を理解することが望ましい。学校・保護者・市教委等による確認結果の内容をより詳細に確認するとともに、必要に応じて実地視察を行う仕組みが必要である。

なお「死角の除去」の取組みにあたって留意すべき点として以下が挙げられる。第一に、死角除去のために立入禁止の規制線を張ることが、逆効果となる場合がある点に注意が必要である。悪意を持った教育職員等は容易にその線を越えることができ、その先に自然監視が及ばなくなるからである。自然監視が困難な場所については、必要に応じてスマートカメラやw i - f i センシング機器（w i - f i 電波を通じた人感センサー）等の導入を検討していただきたい。ただし、プライバシー保護は重要な考慮事項である。

第二に、「死角の除去」の取組みにおいては、その徹底と同時に、児童生徒の心理的安全性への配慮が極めて重要である。児童生徒の不登校・長期欠席が増加している現状を考慮すると、物理的な死角の除去と、児童生徒が安心して休息をとれる個人スペースの確保という二つの要素をどのように両立させるかが重要である。例えば、性的マイノリティの児童生徒が安心して着替えられるような配慮を体育の授業時に施す必要がある。多目的トイレの使用禁止や自身の所属しない階への立入禁止等、児童生徒の自由を過度に制限する措置もまた、心理的安全性や休息の権利を損なう恐れがある。

このような困難な要素の両立を進めるにあたっては、児童生徒の声に耳を傾け、彼らの意見や要望を真摯に受け止めることが有効である。児童生徒の参加を促進することにより、彼ら自身が安全で快適な学校環境の形成に貢献出来るようになる。こうしたアプローチは学校が身

体的にも心理的にも安全な場所であることを保証するために重要である。

(イ) 鍵の管理

本提言では、上記の通り、死角の除去の取組みと並行して、空き教室等の施錠を必ず行い、鍵の管理を管理職等において一元管理することが求められている。これは学校に密室状況を生まないための方策であるが、鍵の貸し出しに際して、使用者、時間、使用目的、場所の特定という要件が含まれており、実務上煩雑であるために形骸化する可能性が懸念される。

市教委の説明において、現状としては煩雑さゆえに形骸化するおそれがないことを確認したが、職員の意識の変化や環境の変化等により、鍵の管理の一元化が煩雑さゆえに形骸化することのないよう、適宜、学校を訪問し実態を把握するとともに、形骸化が懸念される場合には児童生徒の安全・安心が確保されること（教育職員等が他者から認識されることなく空き教室を利用出来る状況を回避すること等）を前提とする、空き教室等の施錠、鍵の一元管理に係る現実的に可能な方法を検討いただきたい。

例えば、頻繁に施錠解錠を要する場合には、指紋認証式のスマートロックを用いて使用履歴や施錠状況を確認出来るようにする等、利便性と安全性の両立を図ることも方法として考えられる。

(ウ) 校内巡回

本提言では「犯行現場が施錠に馴染みにくい児童生徒用トイレにもわたっていること、空き教室等が存在するフロアが丸ごと死角となっていることがある以上、施錠を徹底することだけでは死角はゼロにならない。これを補うためには、授業時間中に各教室を見回り、各担任が居るべき場所に所在するか、特定の児童生徒が担任と行方不明となっていないか確認をしたり、死角となっているフロアを見回る人員が必要不可欠である。」「見回りの際は、廊下等外からの目視では不十分

であり、実際に中に入り状況を確認すべきである。」等とされている。

市教委では、答申を受け、施錠に馴染み難い児童生徒用トイレ、空き教室等が存在するフロアが丸ごと死角となっている場所等について、複数の教育職員等による不定期的な見回り、授業時間中に各教室を見回り、見回りの際は、実際に教室の中に入り状況を確認する等、本提言に沿った巡回を行うように、管理職に対して事前研修を行っている。

不定期的な巡回は、後述のとおり、教職員による問題の抱え込みを防ぐ意味でも有効な取組みである。ただし、こうした不定期的な見回りについては、年間通じて継続的に実施されるべきものであるところ、その実施状況や各校における創意工夫等は不明であるため、今後、取組み状況について調査していただきたい。その結果次第では、そのための人員を確保する等、人事、予算上の措置も講じられるべきである。

イ 「担任依存」からの脱却

本提言では「性暴力が教職員から児童生徒に対して行われる可能性についての認識が十分ではないことや加害者の巧妙な態度によって、結果として児童生徒に対する安全配慮義務の不履行が生じることとなった。また、児童生徒との不適切な関わりを思わせる言動や、実際の不適切な言動について、管理職や同僚が黙認をすることで、加害教職員にとって誤った成功体験を得る機会となり、性暴力を助長させてしまった可能性がある」「担任が絶対的権力を持って児童生徒に一人に対峙する現在の制度では『担任依存』からの脱却を行うことはかなり困難なことではある。しかし、本来なら、同時に数人の大人が児童生徒の居場所に常に存在し、大人同士が相互にその関わりをチェックし合う体制が導入されてしかるべきである。そのためには、複数担任制度の導入が最も望ましい。その導入に時間を要する場合は、交替制で各クラスを担当する教職員を雇用する等、権力が担任だけに集中するのを防止する制度を構築する必要がある。加えて、当分の間は、管理

職、養護教諭その他の教職員等の担任以外の者が、各教室を見回る、担任の児童生徒との関わりを第三者的に評価する機会を確保する等、教室等の『見える化』が必要である。」としている。

この点について、市教委の説明では、専科指導教員や専科指導のための非常勤講師の配置について、令和3年度の148人から令和5年度には180人に増員する等、一部教科担任制の導入を進めていることが確認出来た。また、管理職等の担任以外の者が各教室を見回るといった対応をしていることは確認出来たが、この取組みに加え、担任の児童生徒との関わりを第三者的に評価する機会を設ける等、教室等の「見える化」について引き続き検討を進めていただきたい。またチームティーチング等を可能とする複数担任制度の整備を引き続き進めていただきたい。

ウ 「一対一」の禁止

本提言14頁では「同性異性を問わず、密室で、教職員が児童生徒に対し『一対一』での個別指導をすることは禁止されるべきである。

(中略) この点について、教育行政における『一対一』での指導の必要性を主張する意見もあろうが、果たして本当に『一対一』でなければ実現不可能な行政活動が存在するのか今一度考えていただきたい。」としている。

市教委では本提言を踏まえて、前述のセルフチェックシートでチェック、宣誓書署名を行っている。具体的には「児童生徒を車両に同乗させない」「個人的に児童生徒と学校外で会わない」「一人対一人で児童生徒を指導するときは、必ず事前に管理職に時間や場所等を報告し、許可を取る」「児童生徒の問題行動に対しては、複数の教職員で組織的に対応する」「宿泊を伴う行事での児童生徒の見回りは、複数の教職員で担当し、一人で異性の部屋に入らない」「児童生徒の自宅を保護者不在時に一人で訪問しない」等である。

このように、現状の市教委の対応は「一対一」を一律に禁止するも

のではない。もっとも、令和4年3月18日文部科学大臣決定「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」においても、「執務環境の見直しによる密室状態の回避」、「全ての児童生徒等に目が行き届くように人員配置や人材確保に努める」ことが推奨されており、本提言に記載されるように原則として一対一での対応は禁止されるべきである。

他方で、複数での対応がかえって児童生徒にとって不利益となる場面も考えられるため、その場合は、密室性の解消が必要である。小学校では、パニックになったり、教室を飛び出した児童を静かな空き教室やトイレといった当該児童が落ち着ける場所に連れて行き、落ち着くまで一緒にいるといった状況も想定される。現状で「一対一」対応を一律に禁止すると、このような児童生徒への適切な支援が縮小する恐れがある。

さらに、自然監視を徹底することにより「一対一」状況を防ぐ方策もあるが、児童生徒の心理的安全性を確保する観点から逆効果になる可能性がある。例えば、指導や相談が行われる場面を他の児童生徒に覗き見されたり立ち聞きされたりすることは避けられるべきである。他の教育職員等が立ち会うことや、職員室等の他の教育職員等の目の届く場所で指導等を行うことが理想的であるが、実際には困難であることもある。

また、1名の児童生徒に対する複数の教育職員等による指導は、場合によっては児童生徒に対し一対一の場合以上に強い圧迫感を与える可能性がある。指導死事案の中には、自死直前に複数名の教育職員等による指導があった事例も報告されている。体育館等の衆人環視の状況での指導は、指導される児童生徒にとって、俗に言う「公開処刑」として機能する可能性もある。

現実には、密室状況下での「一対一」の指導が避けがたい場合に、事後的に管理職に報告する等も考えられるが、適切に運用されるかについては懸念もある。「一対一」対応に関しては、引き続き学校現場の

教育職員等の声を聞き、児童生徒の最善の利益を念頭に置きつつ、児童生徒の安全にも配慮しつつ、より現実的かつ適切な運用方法について検討を深めていただきたい。

エ 心理的死角をなくすこと

ここでいう心理的死角とは、具体的には教育職員等の「学校では犯罪が起こらない」「一対一の指導が当然視される」「学校は安全な場所だ」という認識等を指す。

心理的死角をなくすことに関しては、その方策として、定期的な教育職員等に対する研修の実施を行うことが提言されていたが、市教委では、過去学校が性暴力の現場となったこと、教育職員等が性暴力の加害者となったことを前提に、学校組織全体で、各教育職員等が、それを防ぐための安全配慮義務を負っており、その一つとして教育職員等間の相互チェックもまた必要であることを内容とする外部講師による研修を計画的に実施しており、その点は評価出来る。また、教育職員等の心理的な死角の改善に向けて、安全点検表を用いた点検が実施されている点も評価出来る。

他方で、現時点では、上記研修を踏まえ、各学校において、具体的にどのような対応を採るべきかについて市教委から指示がされたり、各学校において具体的に取組みがなされているとの報告はなく、今後の実践を期待したい。具体的には、物理的な死角同様、教育職員等以外の者による視点から、学校の抱える心理的な死角について評価してもらおうということが考えられる。

千葉県では、令和4年度に教育職員等による学校内のトイレの盗撮事件が発生した。極めて遺憾な事態である。

これまで、死角点検の際に用いるチェックシートには、隠しカメラ等の不審物チェックは盛り込まれていなかったが、本事件を機に、速やかにその点もチェックする内容に修正したことは評価出来る。もっとも、隠しカメラの小型化・偽装技術の進化等による性暴力の巧妙化

により、不審物を認知出来るかどうかは点検者の知識に依存しているため、その点を解消するため、警察等からの助言も受けながら、最新の隠しカメラ等の不審物については、写真付きの具体例を挙げる事が望ましい。

また、本事件について、市教委からは教育職員等の言動に予兆がない中でどのように未然に性暴力を防ぐかが課題である旨の説明がなされた。市教委及び学校において、性暴力加害者に係る理解（犯罪心理等）が十分でなく、その点を補うための研修を実施することが必須であると考えられた。この点、市教委は、その必要性を認識し、令和6年2月に性暴力加害者に係る理解を深めるための研修を実施しており、その点は評価出来る。今後もこれを継続し、全教育職員等に周知されることが期待される。

なお、児童生徒にとって「学校は安全な場所である」という認識、つまり、心理的安全性の確保は極めて重要である。心理的安全性を確保することは重要だが、児童生徒の自由を不必要に制限したり、児童生徒の不安をいたずらに煽るべきではない。児童生徒の心理的安全性や休息する権利を尊重し、学校を身体的だけでなく心理的にも安全な場所として維持することが求められる。

(2) 子どもの安全を確保するための安全配慮義務の理解・履行

「1. 発生防止」においては「(2) 子どもの安全を確保するための安全配慮義務の理解・履行」として、「ア 子どもの「守られる権利」の保障の制度化」「イ 加害教職員個人の問題ではなく学校全体の問題であるとの認識をもつこと」「ウ 教師の権力性を前提とした制度の構築」「エ 教職員養成の段階、教職員の採用段階、養成の段階における取組み」「オ 教職員相互のチェック、報告義務化、相談体制の充実」が挙げられている。以下で各項目について検討をしていく。

ア 子どもの「守られる権利」の保障の制度化

(ア) 行動指針の周知徹底

市教委は、令和5年9月に教育職員等に対する懲戒処分の指針の一部改正を行うとともに、令和3年6月に策定した「児童生徒を性暴力から守るための行動指針」（以下「行動指針」という。）の周知に努めている。

行動指針においては「性暴力に繋がる危険のある行為等」として「電子メールやSNS（付属のメッセージ機能やソーシャルゲームを含む）を使って児童生徒と管理職の許可、保護者の同意なくやりとりを行うこと。」「児童生徒を車両に同乗させること。」「個人的に児童生徒と学校外で会うこと。」「児童生徒等に対する個別指導を一人で行うこと。（教育委員会が定める一定の例外的な場合を除く。）」等が「同性異性に関わらず」「児童生徒の同意の有無にかかわらず禁止」されている。

また、行動指針は「性暴力に繋がる危険のある行為等」のみならず「児童生徒が教職員その他の者から性暴力を受けないように保護する注意義務」として「学校内に死角となる場所がないか確認し、これを発見した場合には学校全体に周知する。」「性的被害を受けた子どもに表れるサインを認知した場合には、速やかに教育委員会や管理職に報告し相談する。」「児童生徒等から聴取した被害（疑いを含む）の内容を千葉県教育委員会及び管理職に報告する。」等、具体的に定めている。臨時管理職研修を実施して管理職への説明、依頼を行うとともに、教育職員課長通知で各学校長宛てに学校だより等での周知を依頼していることも確認された。

この行動指針は、全国的に見ても先駆的な取り組みといえる。本検討委員会は、市教委が本行動指針について令和3年6月に臨時管理職研修を実施して管理職への説明、依頼を行うとともに、同年7月13日付け教育職員課長通知で各学校長宛てに学校だより等での周知を依頼したことを確認した。今後も、児童生徒や保護者に対して行動指針を

通知し、教育職員等の逸脱を生まないように多面的に見ていくことが重要である。

加えて、令和5年9月の教育職員等に対する懲戒処分の指針の一部改正を踏まえて行動指針を改訂するとともに、千葉市において発生した事件の判決を可能な範囲で引用する等も検討されたい。また、改訂にあたっては以下の点を検討いただきたい。

- ・身体的接触の禁止について

行動指針では「児童生徒に対し身体接触（胸、脇、腰、でん部、大腿部等を触る、抱きしめる、頬ずりする、膝に乗せる、おんぶする、マッサージする等）をすること」がセクシュアル・ハラスメントの例として挙げられている（指針2-1-3）。

上記具体例自体は妥当と思われるが、養護教諭の救急処置等において身体接触を要する場合等、具体的にどのような行為であれば正当な業務上の行為と言えるのかまでの具体的な記載はなされていない。

この点について、令和4年3月の文部科学大臣決定「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」では「例えば、教育活動における実技指導等において児童生徒等との必要な身体接触が生じることや特別支援学校の教諭等が指導や介助のために身体接触を行うこと、幼稚園教諭等が乳幼児の着替えや排泄等の身の回りの支援を行うことなど、教育職員等の業務上児童生徒等の身体に触れる必要がある場合も考えられるものの、これらの正当な業務上の行為については、必要な範囲・態様にとどまる限りにおいて、児童生徒性暴力等の対象とはならないと考えられる。」とされている。

令和5年9月1日に施行された改正後の懲戒処分の指針でも『『身体の一部に触れる行為』については、例えば、教育活動における実技指導等において必要な身体接触が生じることや特別支援学校や学級の教諭等が指導等のために身体接触を行うことのように、業務上、逆に児童生徒の身体に触れる必要がある場合も想定されるところ、これらの

正当な業務上の行為は、それが必要な範囲・態様に留まる限り対象となりません。」として、正当な業務上の行為の範囲が追記された。

ただし、「特別支援学校や学級の教諭等が指導等のために身体接触を行うこと」をめぐって性暴力が懸念される事案が生起している現状を鑑みるに、正当な業務上の行為の「必要な範囲・態様」について具体的に例示する必要性が認められる。職員の誤った認識により児童生徒の権利が侵害されることがないように、行動指針の改訂を図ることを検討していただきたい。

- ・ SNSの利用禁止について

「電子メールやSNS（付属のメッセージ機能やソーシャルゲームを含む）を使って児童生徒と、管理職の許可、保護者の同意なく私的なやりとりを行うこと。」「児童生徒との間でSNSのIDやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを、管理職の許可、保護者の同意なく伝え合うこと」を禁止することは、性暴力予防のための重要な策である。

他方で、例えば不登校の児童生徒とコミュニケーションを取る場合等において、電子メール等のやりとりが有益となる場合があり、適切な教育実践の萎縮を生まない工夫が必要である。市教委では、令和5年8月22日付け「懲戒処分の指針の一部改正について（通知）」において、どういう場合に許容されるか等について通知を発出しているが、現状としては1度限りの発出に留まっており、教育職員等の理解促進にあたっては、繰り返し周知する等の対応が必要である。同通知についての理解が不足する場合、良心的な教職員がSNS等を通じて連絡を取ろうとする場合に、システムに詳しくない管理職が連絡を許可しない場合等が考えられる。また、周知するだけでなく、例えば、公的端末を用いて通信履歴を残すことを義務化しつつ、保護者が許可することで通信を可とする考え方もあり得る。

(イ) セルフチェックシートの活用

市教委では、上記行動指針の周知方法として、教育職員等に対するセルフチェックを年3回実施するとともに、外部有識者による教育職員等研修を実施している。これらは事件を風化させないための自覚的な取り組みといえる。

他方で、セルフチェックの実施をめぐっては、ベネフィットの他にコストに関する検討課題があり得る。所属職員へのセルフチェックの実施やセルフチェックシートの採点を学校管理職に任せる場合、それに伴う業務量の増加をもたらすこととなり、場合によっては実施の形骸化を招くおそれがある。年3回の全てを管理職が面接を行うのではなく、そのうち一部は市教委がWEBフォームを作成し、回答期間を指定して実施する等の方法も考えられてよいが、面接という形式に独自の意義があることもまた明らかであるため、面接の実施自体は継続いただきたい。また、上記のとおりセルフチェックに係る面接時間が省略出来た分、各校において具体的に性暴力を防止するための方策を検討する会議を設ける等の別の性暴力防止策を講じることも検討されたい。

セルフチェックシートについては「校内で性暴力事案が発生した場合、教職員は被害児童生徒から丁寧に聞き取りを行い、詳細を把握した上で、教育職員課に連絡をする。」等、誤答可能性の高い設問が存在しており、回答者が提出直後に正解のフィードバックを得られることが重要である。

イ 学校全体の問題でもあるとの認識をもつこと

本提言では「重要なことは、教職員からの性暴力があり得ることを関係者が認識し、予防・危機介入・被害者支援・加害者への厳正な対応の各段階で必要なことを学校全体の制度として確立することが重要である。市教委は、そのためにコンプライアンスの一環として、危機介入に必要なフローチャートの整備をはじめとする制度構築を行う必

要がある。」としている。

これに対して、市教委では、既述のとおり、行動指針を策定するとともに、その周知方法として、教育職員等に対するセルフチェックを年3回実施するとともに、外部有識者による教育職員等研修を実施している。これらは事件を風化させないための自覚的な取り組みといえる。本答申でも指摘されているとおり、セルフチェックが加害教育職員等に対する直接的な抑止力として機能するかどうかは高望みできないが、周囲の教育職員等の意識を向上させることができれば一定の抑止力は期待出来るため、引き続き取り組みを進めていただきたい。

また、市教委において統一的に実施すべきと定めた方策を除き、各学校における性暴力防止のための具体的な方策の検討をすることも検討されたい。市全体で統一的に実施すべき対応があること、学校の負担軽減という観点から、必ずしも全ての防止策について各学校で具体的な対策を講じる必要まではないものの、学校ごとの事情を踏まえ、学校単位で具体的な方策を検討することで、各教育職員等が、自らも児童生徒に対して負っている安全配慮義務を果たす責務があること、組織全体でこれを防止する必要があることを自覚する機会となり得る。

ウ 教師の権力性を前提とした制度の構築

「ウ 教師の権力性を前提とした制度の構築」については、本提言では特に加害教職員が「二人だけの秘密」といったタームを持ち出して加害の隠蔽を行ったことに触れ、「担任等と二人だけの秘密等というものが存在し得ないことを、教職員側には規則化し、児童生徒側にも周知することが必要である。」としている。

具体的には、児童生徒に対して「児童生徒のことは学校の大人が全体で情報等を共有し、全体で支援をしていくものであり、担任等が一人で行うものではないこと、担任等と二人だけの秘密等というものはないことを知らせ、教職員側から秘密事を持ちかけられた際に、それがルール違反であることの認識や違和感を持ち、自らを守ることが出

来るよう支援しなければならない」とある。

この点については、生徒指導提要においても「組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する」（105頁）ことが、不適切な指導と考えられ得る例として挙げられているところであるが、児童生徒からの相談に対する守秘の在り方等は、教育職員等及び児童生徒にとって必ずしも理解しやすい部分ではないところである。現在、市教委では、教育職員等に対しては、そもそも原則として一対一の禁止を周知するとともに、組織的な対応については毎年発出する教育長通知「コンプライアンス推進のための重点取組項目等」において周知をしている。また、児童生徒に対してはCAP（Child Assault Prevention）研修・CAP絵本の読み聞かせ等を通じて教育をしているところである。引き続き、児童生徒及び教育職員等に対して、誤解のないように周知徹底されたい。

エ 教職員養成の段階、教職員の採用段階における取組み

「エ 教職員養成の段階、教職員の採用段階、養成の段階における取組み」については特に「市教委においては、過去に他の自治体で教職員として勤めていた者を市教委で採用することを検討する際は、当該自治体における行状について、細かく確認を必ず行い、通常と異なる経歴等があった場合には、重ねて理由を聞き、その理由に合理性がない場合には採用を控える等の対応まで検討することが重要である。」とされている。この点については、現時点では取組みについて報告を受けていないため、引き続き対応を進めていただきたい。

また「市教委において、例えば、教職員志望者向けに前記各事項に係る授業案等を作成し、大学等に対して出前講座の実施を働きかけること等も検討されたい。」とある。この点についても引き続き検討をいただきたい。

なお、教育実習生が性加害を行う主体となることも考えられる。特に児童生徒との身体接触や連絡先の交換、SNS上での接触等につい

では、大学での事前指導が必ずしも行き渡らない可能性もあるため、令和3年8月19日付け「教育実習の心構え」への追記を行うとともに、教育実習生に対しても前述のセルフチェックシート及び宣誓署名を行うことが求められる。

オ 教職員相互のチェック、報告義務化、相談体制の充実

本提言では「オ 教職員相互のチェック、報告義務化、相談体制の充実」として「性暴力を未然に防ぐため、教職員同士が相互にチェックし合い、性暴力に繋がる言動又はその疑いがある場合には、それを覚知した者は原則として管理職に報告をすることを安全配慮義務の一環として義務化し、管理職から当該教職員に対して速やかに事実確認及び指導等を行う制度を設けることが望まれる。」「市教委に、他の教職員の言動について相談出来る窓口を作ることも有効であろう」とされている。この点について、市教委では、スクールレスキューという窓口を教育委員会に設置し、相談を受けられるようにしていること、スクールレスキューについては毎月のコンプライアンス通信の最後に記載するとともに、毎年臨時号で情報発信をしていること、職員室にもポスターを掲示していることを確認した。今後も、他の教職員の児童生徒に対する言動について相談があがってきているか等、同制度が児童生徒を守るための仕組みとして有効に機能しているか検証をいただきたい。

学校現場における性暴力問題に関しては、教育職員等とは異なる視点でのチェックが必要である。そのため、教育実習生をこの役割に活用することを検討いただきたい。教育実習生は、教育職員等が持つ心理的な死角から一定の距離を置いて学校の実情を観察することが可能な主体である。しかし、教育実習の評価が教職免許状の取得に直結しているため、教育実習生の立場は弱いと言える。そのため、教育実習生から相談や告発があった場合には、教育実習生を保護しつつ問題に対処するための適切なシステムを構築することが重要である。教育実

習生が安心して問題を報告出来るような環境の整備は、学校現場における性暴力問題の早期発見と対処に寄与するものである。この点、市教委では、教育実習生に対し、実習時に前記「スクールレスキュー」に相談出来ることを案内し、いつでも相談が出来るようにしていることが確認されたが、こちらも前記同様有効に機能しているかについては検証を続けていただきたい。

(3) 児童生徒への性の人権教育

「1. 発生防止」においては「(3) 児童生徒への性の人権教育」として「ア 性の人権教育の重要性」「イ 性の人権教育のさらなる推進」が挙げられている。

ア 性の人権教育の重要性

特に本提言では「陰部、胸等の水着で隠れるところ等が「大切なところ」であること、学校の教育職員等であってもその「大切なところ」を見たり、触ったり、撮影してはいけないこと等、最低限の性教育を受ける権利が幼児期や学童期に保障されてこなかったことで、前記のとおり、児童生徒が性暴力被害を被害として認識することを困難としている。児童生徒が被害だと認識することは、被害者支援の第1歩であることから、それを誰かに告げるかどうかにかかわらず、大事なことである。児童生徒に性教育を受ける機会を保障することは、子どもの「守られる権利」や「意見表明権」の保障にも通ずると考えられる。」と指摘されているところである。

それを受けて、千葉市では教育・啓発活動の充実、相談体制の強化を進めており、その取組みの一つとして、4月を「生命（いのち）の安全教育月間」とし、「①生命（いのち）の尊さやすばらしさ」「②自分を尊重し大事にすること【被害者にならない】」「③相手を尊重し大事にすること【加害者にならない】」「④一人一人が大事な存在であること【傍観者にならない】」に関する意識の醸成が目指されている。

具体的には全児童生徒に対して、①子どもの権利リーフレットを活用し、子どもの権利について教える。②プライベートゾーンについて教える等、発達段階に応じた教育が繰り返し行われている。例えば、小学校1年生では、生命（いのち）の安全教育の教材を活用し、「水着で隠れた部分」は自分だけの大切なところであることや相手の大切なところを見たり、触ったりしてはいけないこと、嫌な触られ方をした場合の対応等を教えている。小学校3年生では、CAP絵本の読み聞かせを行い、子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力等、様々な暴力から自分の心とからだを守るための予防方法を教えている。小学校5年生では、生命（いのち）の安全教育の教材を活用し、SNSで見えない相手と繋がる危険性や安全な意思決定、行動選択について教えている。中学校・中等教育学校・高校では、図書室に子どもの権利に関する本を紹介するコーナーを設置する。文部科学省が公開している生徒向け動画教材を視聴すること等が行われている。このように、児童生徒の発達段階に応じた教育を繰り返し行っていくという姿勢は高く評価したい。

市教委では生命（いのち）の安全教育を実施するとともに、繰り返し相談用紙等を配布するなかで、ハラスメントに対する相談が生起しており、市教委としては「嫌だと言って良いことが浸透していることが確認出来た」という。これらは全国的にも先進的な取り組みであるため、実施状況について引き続き調査報告を行っていただきたい。

また、市教委では「子どもの権利リーフレット」の配付と学習を行っている。これについてはアンケートを実施して取り組み状況を確認している。ただし、事業評価という点においてアンケート調査の方法には改善が必要である。

子どもたちが権利の主体であることを伝え、性暴力に対して声を上げるための訓練を行うことは、以前に述べた「状況的犯罪予防の5原則」中の「2） 発覚リスクを増大させる」に該当するものであり、対策として有効である。しかし、子どもの権利保障に関しては、子ども

自身がその権利を知っているかどうかに関わらず、大人がその権利を守る義務がある。子どもが「子どもの権利条約」についてどの程度理解しているかを確認することは有用であるが、それが主目的ではないという点も重要であろう。より重要なことは、「学校内で子どもの権利が適切に保護されていると感じるか」等を子どもに尋ねることである。このアプローチは、子どもたちが自分たちの権利が尊重されていると感じられているかを確認し、必要に応じて学校側の対応改善を促すための手段となる。教育職員等に対して、子どもの権利をより一層保障するためにどのような工夫が出来るか各人で検討する機会を設けることも有用である。

また、子どもの権利条約、こども基本法では、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されることが必要とされているが、学校において、これらが実践されているか今一度検証いただきたい。

イ 性の人権教育のさらなる推進

本提言では、令和3年3月「子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業」（学校における生命（いのち）の安全教育推進事業）を挙げ、以下のように指摘している。

「市教委は、文部科学省の事業も参照しつつも、独自に、児童生徒自らが性暴力被害にあわない力を養うためにより効果的な性教育を直ちに始めるべきである。この点、市教委では、既に外部講師を招き、児童生徒に対して、CAPプログラムの受講する機会を設けたとのことである。この取組みは、是非今後も継続するとともに、全ての児童生徒が受講出来るよう対応を願いたい。」としている。この点については、本提言後も、市教委がこれを実施してきたことが確認出来た。その効果として、児童生徒から児童生徒間の接触に関する相談が届くようになる等、児童生徒の意識の変化があったことが確認された。市教委からは、一部身体接触について「同性であれば問題ない」等の誤っ

た認識が変化したとの報告もある一方で、依然意識の低い教育職員等がいることについての課題も示された。全ての教育職員等にこの点が浸透するよう方策を検討されたい。

また、外部講師を招く必要があるものである以上、全ての児童生徒が速やかに受講出来るような予算的措置を講じていただきたい。また、外部講師による支援にとどまらず、学校が独自に児童生徒に対して教育を行ったという好事例があること、市教委がこれを他の学校に対しても紹介し他の学校に対してもこれを促す取組みを行っていることも確認された。

市教委からは、その他に「児童生徒への防犯指導」が課題として挙げられた。これは犯罪に巻き込まれないよう危ない場所を知るものである。一般的な防犯指導にとどまらず、学校内性暴力との関係が理解出来るよう指導が行われなければならない。また、実施する場合は「危険な場所に立ち入って被害に遭うのは自業自得である」等の誤った理解を児童生徒が得ることのないように慎重を期していただきたい。

2 早期発見するために

(1) 教職員が性暴力に関する理解を深めること

第二に「2 早期発見」においては「(1) 教職員が性暴力に関する理解を深めること」として「ア 性暴力を受けた子どもに表れるサインを見逃さない」「イ 性暴力を行う者（加害者）に関する知識を身に付ける」が挙げられている。

ア 性暴力を受けた子どもに表れるサインを見逃さない

本提言では「教職員においても、性暴力を受けた子どものサインに気づけるよう性暴力被害に関する理解を深めることが必要である。この点については、千葉市は政令市であるために、市立の児童相談所が存在するという利点がある。同所に講師派遣を依頼し研修を実施する等、既存の社会資源を活用した具体的対策を講じることが望まれる。」

とされている。

市教委では、本提言を受け、令和5年度より、職層に応じた段階的な研修を実施しており、その点は評価出来る。特に、「性被害を受けた児童生徒」についての理解促進の機会となる研修が実施されている。具体的には、市教委では、全ての養護教諭に対して初期対応についての研修を令和3年度に実施し、令和4年度からはRIFCR™研修を毎年40人ずつ実施し、5年間で全ての学校にRIFCR™研修を受講した職員が1人はいる状態にすることとして計画立てて実施することとされている。この点は高く評価したい。もっとも、「性被害を受けた児童生徒」についての理解促進や被害申告を受けた際の対応に係る素養は全ての教育職員等が備えるべき内容であることから、早期に全ての教育職員等が受講出来るよう検討いただきたい。そのための予算措置も講じる必要がある。

また、研修方法として、性被害を受けた子どもも支援する機関である児童相談所や性被害者支援に係る団体による情報を得る機会を設けることも考えられる。

他方、研修の実施だけでなく、他自治体で存在するような、性被害を受けている子どもに見られるサインをまとめた教育職員等が日常的に参照することが可能な資料を作成し、全教育職員等に配布することも検討いただきたい。

イ 性暴力を行う者（加害者）に関する知識を身に付ける

また「指導力がある、クラスをまとめることに長けている、まじめで仕事熱心である等の教職員としての素養があることと性暴力のリスクがあることは全く繋がらない。性暴力をする者に起きている事象（例：認知の歪み）や性暴力に至るプロセス等について、既存の医学的又は犯罪学的な知見を盛り込んだ研修等を設け、教職員において危険を察知するための最低限の知識を涵養することが必要である。」とされている。この点については、前記のとおり、性加害者理解を深める

ための研修が実施されたことが確認出来たため評価したい。今後も、教育職員等研修において引き続き取り扱っていただきたい。また、性犯罪者処遇を行っている矯正、更生保護官署に協力を求めることも検討いただきたい。

なお、研修の実施については、教育職員等研修後のアンケート内容を踏まえ、実施方法について改善を検討することが必要である。規模の拡大や研修対象についても検討を行っていただきたい。

(2) 児童生徒が助けを求めるための仕組みの充実を図ること

ア 性暴力を受けた子どもにとっての被害を申告することの壁をなくす

本提言では「(2) 児童生徒が助けを求めるための仕組みの充実を図ること」として「ア 性暴力を受けた子どもにとっての被害を申告することの壁をなくす」が挙げられている。

この点については後ほど個別事例で扱われるとおおり、いまだ十分でない部分があるため、引き続き検討を進めていただきたい。

イ 「子どもにこにこサポート」の課題

(ア) 「子どもにこにこサポート」とは

本提言では「イ『子どもにこにこサポート』の課題」を取り上げ評価するとともに、その課題について挙げられている。

当該の取組みは、以下のような特徴を有している。まず、児童生徒は電話又は手紙を通じて、どのような悩み事も相談出来るようになっている。特に手紙の場合は、切手を貼る必要がない。さらに、相談用紙は学校や公民館に常設され、毎年4月、7月、10月、12月といった、児童生徒が悩みを抱えやすい時期に配布される。また、この相談ツールは、教育職員等からの体罰や性暴力も含めた相談が対象であることが明示されている。相談をした場合にどのような対応が予定されているかも示されており、相談内容が相談者の許可なく加害者に伝わることはないという秘密保持が保証されている。さらに、このシス

テムは児童生徒に「守られる権利」があることを紹介し、その権利を啓発している。これらの特性により、当該システムは児童生徒の悩みに対応するための有効なツールとなっている。

(イ)「子どもにここをサポート」の現状

令和2年1月に本制度が創設され、令和2年度に合計142件（手紙130件、電話12件）、令和3年度に合計97件（手紙85件、電話12件）、令和4年度に合計100件（手紙89件、電話11件）の相談が寄せられた。このうち教育職員等による性暴力に関するものは0件であった。全国的に見ても、児童生徒が助けを求める有効な手段となっており、また、子どもの意見表明権を保障する点においても、この取組みは賞賛に値する。市教委においても、学校に関する苦情への取組みが教育職員等の行動変容に繋がるという手応えがあるという。匿名児童生徒からの意見聴取は負担も大きいですが、学校組織を見直すためのフィードバックメカニズムとして重要な機能を果たすものであり、市教委の性暴力防止対策において不可欠な要素である。また、その他のテーマ（性暴力以外の人権侵害、家庭内の問題等）についても、児童生徒の相談・救済ニーズに応えていることも確認できており、その点も評価すべきである。さらに、相談があった児童生徒には返信と共に新たな手紙を同封する等、児童生徒にとって継続的な相談がしやすい対応を採られていることも評価出来る。他方、新たな手紙を同封する対応をするか否かに関する基準が明確でないため、その判断基準や運用については検証が必要である。

市教委は児童生徒からのSOSを受け、学校にも当該児童生徒に不利益が生じないように共有し、学校に対応についての振り返りをさせる機会や教育職員等への指導を実施する機会としようとしている。また、市教委の気づきの機会とも捉えている。児童生徒からの意見を尊重し、今後の対応等につなげようとする姿勢は評価したい。

他方、子どもにここをサポートにおいて、教育職員等による不適切

な指導や暴言に係る訴えが少なからず確認された。性暴力ではないが、このような人権侵害又はこれに繋がる行為は根絶しなければならない。しかし、現時点では、かかる訴えを受けて、「具体的に」学校においてどのような対応が採られたのか、何故そのような事態が生じたのか等について、具体的な報告・検証のためのツールがないため、結局、児童生徒の相談ニーズが満たされたのか、救済が図れたのかが不明である。今後は、市教委において、市教委からの指導を受けて学校が採った「具体的な」措置、原因分析、再発防止策を学校から報告する仕組みづくりも検討されたい。

また、子どもにこにこサポートを利用する年次には大分ばらつきがある旨の報告を受けており、傾向の分析と対応策について検討をいただきたい。この点、本提言にある「発達段階に応じた相談方法の検討」に関して、現代では小学校高学年の児童の過半数が自分用のスマートフォンを所持しているという調査結果がある。ネットを介した相談方法は、より直接的で、児童生徒に安心感を与える可能性が高いため、オンラインの相談窓口の設置は有益であると考えられる。これについて市教委では、子どもにこにこサポートの他、24時間体制で電話相談対応を行う「教育相談ダイヤル24」、平成30年度からはSNSを活用した教育相談事業「SNS相談@ちば」を開設する等、多様な相談窓口を用意している点が評価出来るが、そうした複数の窓口が児童生徒によって十分に活用されているかは不明である。今後は子どもにこにこサポートの周知を図る際に他の相談窓口の情報を追記し、児童生徒が必要に応じて相談窓口を選択出来るようにするとともに、それらの運用状況についても本検討委員会に報告していただきたい。

また、子どもにこにこサポートに対応している職員は、校長OB1人とコンプライアンス担当（教員）の正規職員1人とのことである。本答申において指摘した同制度にかかる課題に取り組むとなると、業務量が増える可能性もあるところ、子どもに対するきめ細やかな支援、学校や教育職員等に対する緻密な指導が不十分なものとならぬよう、

必要に応じて、人事、予算上の措置を講じられることを求めたい。

最後に、現時点では、本検討委員会において、相談への対応について、その一部は確認が出来ているものの、その全容を検証することが出来ていないため、相談内容とこれに対する子どもにこにこサポート等の具体的対応、それを受けた学校の対応等について、定期的に本検討委員会に報告をいただく仕組みを構築していただきたい。

(ウ) 中立性の確保

本提言においては、子どもにこにこサポートに対して「中立性の問題」が指摘されているところである。例えば、性暴力や不適切指導に関する相談においては、本来であれば、対応者が当事者がいる学校から独立していることが重要である。そのため、対応を校長に丸々委ねるのではなく、第三者委員会といった利害関係のない者が関与することが理想的である。今後、千葉市において、教育現場に限らず、全ての子どもの相談・権利救済のための第三者機関が設置された場合には、同機関による監督を受けること等についても検討いただきたい。それまでの間は、純然たる第三者機関ではないものの市教委やスクールロイヤー等が積極的に対応に介入すること及び対応した内容について本検討委員会に定期的に報告をいただくこと等により第三者的視点が必ず入るよう対応いただきたい。

また、児童生徒から相談を受けた後、学校からの対応報告をもって事案を終結扱いとするのではなく、相談者・保護者の意見を踏まえ、児童生徒の最善の利益を考慮の上、終結の方法についても考えることは必須である。相談対応をめぐり、相談者・保護者と学校のあいだに対立が解消されない場合は、本検討委員会等にて検討を行うことによって、中立性を考慮した上で、相談者の意見や感情が適切に反映され、問題解決に向けた対応がなされることが期待される。

(エ) 事件から時間が経過した場合の対応方法

なお、本提言では事件から時間が経過した場合の対応方法（性暴力被害の申告に時間が経ってしまうことがあることから被害に遭った学校を卒業した後にも対応をする場面も出てくる可能性があること）等についても触れられている。この点については、後述のとおり課題が残っているため、今後も引き続き取組みを進めていただきたい。

ウ アンケートの実施と見直し

本提言では「市教委では、現在、小中高校の児童生徒、保護者及び教育職員等を対象に、体罰・セクハラに関するアンケートを実施しているとのことである。この取組みは是非とも今後も継続いただきたいが、アンケート実施期間中にも性暴力が発生していたことからすれば、今後もアンケート結果に性暴力に関するものが挙がらなかったことをもって直ちに安心してはならない。アンケートの質問内容が児童生徒の年齢や発達に応じて答えやすい内容となっているか（例えば、小学校低学年児に「先生から性暴力を受けたことはありませんか」と問うても、「性暴力」の内容がわからないため、被害の申告ができない場合が想定される。）、アンケートに正直に答えられる環境下でこれが実施されているか（学校内で教育職員等のいるところで書かせる、アンケート用紙を当該学校が回収している等の方法が採られていないか）等、不適切な方法でアンケートが行われていないか、より一層アンケート回収率を高めるにはどうすればよいか等、その方法を定期的に見直す必要がある。」とされている。

この点に関して、市教委は、児童生徒（保護者）向けの「体罰及びセクシュアル・ハラスメントに関する実態調査」に際して、全校種で調査票を家庭に持ち帰り記入させ、提出時には厳封の上、管理職が回収・開封する方式を採用しており、市教委への郵送等による直接提出も認められている。また教職員向け調査においても、管理職が回収する他、市教委「スクールレスキュー」への提出も認められている。

さらに、令和5年度には市立学校2校を対象としてタブレット端末を活用したオンライン調査のモデル実施を行い、将来的な実施方法の改善について検討している。

調査にあたって、回答者の不安を解消するために、加害当事者となる可能性の高い教職員が調査票に触れない方式で実施されている点は望ましいことである。現行方式では、調査票の結果を基に実態の把握と適切な対応を行う主体は校長であるが、調査対象者が市教委に訴えを直接届けることも可能であり、これが管理職による隠蔽を防ぐ機能を果たしている点も評価出来る。今後は、調査の透明性をさらに向上させ、学校の事務負担を軽減するために、市教委が直接アンケートを実施回収し、各校に対するフィードバックや適切な対応に関する監督を行うことが望ましい。

(3) 二次被害の防止策を講じること

本提言では「被害児童生徒等が、安心して被害を申告出来るためには、いわゆる二次被害の防止策が必須である。市教委としては、被害児童生徒等が被害を申告した場合にそのプライバシーを保護するための制度（性暴力が発覚した場合の児童生徒への説明方法、保護者会開催の有無・説明方法、報道機関への対応等）を事前に構築するとともに、被害児童生徒等に予見可能性を持たせるためにも児童生徒及び保護者に予めこれを周知することが必要である。」とされている。二次被害の防止のためには、制度の構築の以外にも職員に対する相談研修も必要となる。次年度以降、これらの点について進捗を報告いただきたい。

3 発見後適切に対応するために

(1) 初期対応

ア 役割分担・行動規範を予め定めておくこと

本提言では、性暴力を受けた又は受けた疑いのある児童生徒が発見された際の、教育職員等、学校、市教委の役割分担や行動規範を予め定めておくことを求めている。

本提言後、市教委では、提言において示された行動指針を、教育職員等への研修及び管理職による面接において、教育職員等に周知することとし、これを実践しており、評価出来る。

他方、今般、性犯罪に係る重大な法改正、司法面接的手法による記録媒体の証拠能力に関する刑事訴訟法改正等、刑事法制に関する法改正が相次いだため、かかる改正にも対応出来る内容となっているか、行動指針の再検討が必要である。また、その他にも運用上支障が生じていないか検証し、必要に応じ改訂することを検討されたい。

イ 被害児童生徒及び他の児童生徒の安全確保

本提言では、「性暴力を行った又はその疑いのある教職員と被害児童生徒とを分離することは、安全配慮義務の一環として児童生徒の安全を確保するために最重要となる措置である。両者の接触が可能な環境では、再被害及び証拠隠滅（口封じ等）のおそれがあるからである。」と提言をしている。

この点について、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下「法」という。）第18条第6項において「学校は、第4項の規定による報告をするまでの間、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずるものとする。」と定める。また、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（以下「指針」という。）においても、「各学校において、当該教育職員等を担任から外したり、別の教育職員等が授業を実施し

たりするようにすることや、児童生徒等と接触しない事務作業に従事させること等により、児童生徒等への影響が生じないようにすることが考えられる。また、このために対応が必要となることも考えられることから、学校の設置者は、法第18条第1項の通報を受けた場合には、学校と緊密に連絡を取りつつ、迅速な支援に努める必要がある。なお、事実確認により児童生徒性暴力等を行ったことが明らかとなった教育職員等に対する懲戒処分の決定がなされるまでの間の扱いについても、同様に接触回避等の措置を行うことが当然に求められると定めている。このように、本提言の内容は、疑いが生じた時点で児童生徒の安全を確保することを学校の設置者等に求めるという点で、法律及び指針にも沿った内容であり、千葉市でも引き続き本提言に沿ってこのような対応を実践することが望まれる。

本検討委員会は、市教委が、このような事態が発生した際に、疑いが生じた当日に、学校に対して、児童生徒と該当教育職員等とが接触しないよう指示を行い、学校もこれに従い対応したことを確認した。この点は高く評価したい。

ウ 「疑いが生じた」時点で対応すること

本提言では、「児童生徒の安全確保を徹底すべく、児童生徒が被害を申告した場合等、性暴力の疑いが生じた時点で、これを発見した者は、学校及び市教委にその旨を報告し、学校及び市教委は必要な措置を講じなければならない。」と提言をしている。

この点について、法は第18条において、教育職員等による児童生徒性暴力等に対する措置を採るべき場面を、「教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは」と定め、疑いが生じた時点で対応することを求めている。このように、本提言の内容は、法の趣旨にも適合するものであり、千葉市でも引き続き本提言に沿ってこのような対応を実践することが望まれる。

特に、児童生徒の訴えと教育職員等の言い分とが食い違う場合に、

如何に対応するかというところが極めて重要な局面となる。法、指針及び本提言からすれば、仮に教育職員等が児童生徒の訴えを否認したとしても、疑いが生じている以上、上記のとおり対応することが必須である。児童生徒がもう相談すまい、助けを求めまい、自分が我慢すればよい等と思わせることは絶対にあってはならないことである。この点、本検討委員会は、市教委が、このような事態が発生した際に、疑いが生じた時点で対応を開始したこと、その際、子どもを全ての中心において対応を採るよう教育長から明確に指示が出されたことを確認した。この点は高く評価する。他方で、児童生徒から被害の申告があった（疑いが生じた）にもかかわらず、被害から時間が経過しているため、これに対して迅速に対応をしていないことも確認された。児童生徒が被害を訴えるタイミングは様々であり、被害発生からの時間経過、加害教育職員等の被害申告時の状況（退職後、受刑中等如何なる状況であろうとも）にかかわらず、被害申告等により性暴力の疑いが生じたのであれば、行動指針に則り適切に、迅速に対応することが求められる。今後はこのような事態が生じぬよう再発防止策を検討されたい。

エ 児童生徒への聴き取りは簡潔に聴き取り、直ちに性暴力の発生を市教委に報告すること

本提言では、「学校では、被害児童生徒に対し、「誰に、何をされたのか」という点を簡潔に聴き取り、直ちに市教委に性暴力の発生を報告し指示を仰ぐべきである。」と提言している。

本検討委員会は、児童生徒からの被害の訴えがあった翌日に、児童相談所に対して被害児童生徒への聴き取りの依頼をしたことを把握した。児童生徒の記憶が鮮明なうちに、早期に被害の聴き取りを児童相談所に依頼したことについては高く評価したい。他方、実際に聴取が行われたのは児童相談所への依頼から相当長期間が経過した後のことであった。人間の記憶は徐々に薄れるものである。また、時間の経過

とともに証拠が散逸する可能性も高まる。したがって、被害の聴き取りは、被害の訴えがあつてから迅速に行われなければならない。市教委におかれては、児童相談所と協議し、何故、聴き取りまでに期間を要してしまった事案が発生してしまったのか、今後これを改善するためにはどうすべきかを対話し、速やかに再発防止策を講じていただきたい。さらに、聴取の際に、安易に録画を採用しなかったということも確認した。録画が後記するとおり刑事事件等において有用な証拠となる可能性があることについて、少なくとも市教委内の常識とし、学校へ説明をすることも必要である。

また、本検討委員会は、児童生徒から被害申告を受けた教育職員等が、簡潔に聞き取るのではなく詳細に聞き取り、かつ、児童生徒が被害を訴えることを躊躇する可能性のある問答があつた事例を確認した。本提言に示されているとおり、被害児童生徒の記憶や供述が汚染される可能性があるため、専門的な聴取技術を備えていない教育職員等におかれては、行動指針に沿った行動を採ることが必要である。特に、前記司法面接的手法による記録媒体の証拠能力に関する刑事訴訟法改正があつたことを踏まえ、その要請はさらに高まったものと考えられる。市教委におかれては、このような事案の発生を受け、児童生徒の被害申告の信用性が損なわれないようにするためにも、学校、教育職員等に前記行動指針が徹底されるよう改めて対応を検討いただく必要がある。また、上記刑事訴訟法の改正があつたことを受け、児童生徒の被害の聴き取りを如何なる体制で行うか、後述する連絡協議会その他の場において、検察庁及び警察と協議し、覚書を策定する等、然るべき制度設計を早期のうちに検討されたい。そこで考案された制度設計次第では、現在の千葉市の仕組み（被害児童生徒への聴き取りは児童相談所が行う仕組み）について、変更が生じる可能性もある。

また、本提言では「性暴力の発生を認識した者は、自ら、①市教委、及び、②管理職に報告を行う必要がある。」と提言している。市教委では、これを受け、行動指針において、同種対応を採るよう教育職員等

に対しても周知をしているところである。しかしながら、実際には、管理職から市教委に報告される事例しか確認されておらず、認識した者が直接市教委に報告をしていることが確認出来ていない。提言に示されているとおり、間に管理職を挟む報告ルートでは、管理職自身が加害教育職員等である場合、管理職が不在である場合、管理職の対応が遅い場合等に、迅速な対応が実現できなくなるため、行動指針に則り、認識した者が直ちに市教委に報告をすることを徹底されたい。

オ 市教委における対応

本提言では、「性暴力の発生を認識した者から報告を受けた市教委は、当該性暴力について、主導し対応をする。」こととされ、具体的な対応事項としては、①学校への指示・助言、②被害児童生徒への被害確認、③刑事告発、④その他関係機関との連携、⑤加害教育職員等への対応を採ることを提言している。

まず、①については、市教委が主導して学校へ指示・助言を行っている姿勢が確認されたため、この点は評価したい。他方で、市教委に児童生徒から性暴力に係る申告があった旨の報告がされたにもかかわらず、市教委が採るべき対応や学校に対する指示・助言が欠けていた場面も複数確認された。性暴力の疑いが生じた際に採るべき対応については、市教委のリーダーシップをとって対応すべきものであり、市教委自体の対応が不十分であったことは極めて遺憾であり、今後は、市教委内の研鑽も図られたい。

②については、法においても、第19条第1項において、「学校の設置者は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。」と定めている。また、指針においても、「被害児童生徒等に対して聴き取りを行う場合、弁護士や医師、学識経験者等の外部の専門家で児童生徒性暴力等の事案に係る聴き取りに長けた者や児童相談所の協力を得て丁寧

な事実確認を行うことは非常に有効であると考えられる。また、被害者の意向等により、学校管理職や担任、養護教諭等により聴き取りを行う場合であっても、聴き取り項目や方法が適切かどうかや、聴き取った内容について補充の質問等が必要かどうか等、外部の専門家の助言を得つつ行うことが必要であると考えられる。」と定めている。このように、本提言は、法及び指針の趣旨に沿うものである。この点について、市教委は、本提言を受け速やかに児童相談所との連携のため協議を実施し、児童相談所の被害確認の技術を有する職員において対応する形も整えており、この点は高く評価したい。もっとも、前記のとおり、聴き取りまでの期間やその実施方法等については既に課題が見えており、速やかに児童相談所その他の機関とかかる課題解消に向けて協議を行っていただきたい。また、他機関の状況等により迅速な対応が難しい場合も実際上生じる可能性があるため、市教委におかれては、自組織の職員にNICHHDプロトコル等、被害確認に係る専門技術を身に付けるための研修を受講させる等の対応を採られることが望ましい。

加えて、指針では、「児童生徒等の負担を軽減するとの観点から、児童生徒等からの聴取回数は少ない方が望ましいという指摘があるほか、児童生徒等については、誘導や暗示の影響を受けやすく、聴取方法や時期、回数についての留意が必要であるとの指摘があることを踏まえ、捜査機関等においては、児童生徒等が犯罪の被害者や目撃者等の参考人である事件において児童生徒等から事情聴取を行うに当たっては、代表者聴取の取組みを行っているところであるので、調査を行う学校の設置者においては、被害児童生徒等から聴き取りを行うに当たって、こうした取組みに留意が必要である。」と定めており、児童相談所のみならず、事情の聴取にあっては、検察庁及び警察との連携も推奨されているところであるため、前記のとおり、児童生徒の被害の聴き取りを如何なる体制で行うか、後述する連絡協議会その他の場において、検察庁及び警察と協議し、覚書を策定する等、然るべき制度設計を早

期のうちに検討されたい。

③については、法第18条第2項においても「教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、前項に規定する場合において犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報するものとする。」と、同条第3項においても「教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者（公務員に限る。）は、第一項に規定する場合において犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の定めるところにより告発をしなければならない。」と定めている。このように、本提言の内容は法の趣旨にも適合するものである。市教委では、犯罪の疑いがあると思われた場合に、早期に捜査機関に通報し、連携し対応したことが確認された。この点は高く評価したい。今後も、指針が示すとおり、被害児童生徒等を徹底して守り通すという観点や被害児童生徒等に対してさらに重ねて累次の聴き取りを行うことを避ける観点からも、学校はためらうことなく所轄警察署と連携して対処することが必要である。他方で、事案発覚した当日に必要と考えられる証拠保全が不十分であったという事態も確認した。身体や衣服等に残存する証拠は、一つ方法を間違えば一瞬にして消え去ってしまう。市教委におかれては、証拠保全に係る警察からの指導を受ける機会を設ける等して、児童生徒を守るために最低限必要な素養が身に付けられるよう対応を講じていただきたい。

④については、本提言では、「必要に応じ、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや児童相談所等の機関と連携し、被害児童生徒の支援を行うことが必要である。」と提言をしている。現時点では、被害児童生徒の支援のために必要な関係機関との連携については確認が出来ていないため、今後後記する連絡協議会等において、連携の形について模索されたい。

⑤については、本提言では「弁護士その他の専門知識を含む加害教職員への聴き取り等に対応出来るチームを事前に設置しておき、性暴

力が発生した際に迅速に対応出来る体制を整えておくことが望まれる。そして、実際に事案が発生した場合には、同チームに速やかに調査・対応を委嘱されることが必要である。」と提言をしている。法も前記のとおり第19条第1項においてその必要性を明記しており、本提言の内容は法の趣旨にも沿うものである。この点について、市教委は、本提言を受け、速やかに弁護士会に協力を要請し、弁護士会からかかる聴き取りを行う弁護士の派遣を受けている。また、実際に性暴力の疑いが生じた際には弁護士にどのような形で聴取を行うか等、相談し実践も行われている。また、中には、同チームの弁護士が事案の内容等を踏まえて捜査機関とも連絡調整を行い、迅速に刑事告発に至ったという例も確認した。これらの点は、賞賛に値するものであり、高く評価したい。他方、今後の課題としては、第一に、委嘱する専門家にどこまで対応を依頼するか明確にすることが必要である。現時点では、聴き取り対応のみを委嘱しているところであるが、その他の証拠収集、証拠に基づき如何なる事実認定を行うかという点についても、専門家の知見が必要となる場面もあると考えられるため、専門家に如何なる助力を求めるのかについて改めて検討をいただきたい。第二に、専門家に委嘱をする際の対価については他の自治体よりも低廉であるところ、制度の持続可能性のためにもこの点については再考が求められるところである。また、残念ながら事案が発生してしまった場合には、そこから再発防止策を検討すべきであるところ、如何なる事実があったのか確定するためには、刑事確定記録は極めて有用である。過去の事案においては法令に則りこれ入手し、そこから再発防止策を検討したという実績があるので、今後もこのような対応が可能となるよう検察庁等の関係機関とは連携を強化出来るよう対応いただきたい。

カ 児童生徒や保護者との情報の共有

本提言では、性暴力の疑いが生じた際には、「被害児童生徒の保護者はもちろん、当該学校に通っている児童生徒や保護者に対する説明を

行う必要がある。」等、児童生徒や保護者との情報共有についても提言をしている。

この点について、市教委では、極めて迅速に、スクールカウンセラーの助言を受け、児童生徒及び保護者への説明・ケアを実施したことが確認され、その点は評価出来る。また、家庭での子どもへの接し方について文書を発出しており、そのこと自体は評価出来る。もっとも、その内容が、適当な内容であったかについては振り返る必要がある。今後は、学校において発生した事象により児童生徒や保護者に不安を生じさせてしまっているという状況に鑑み、適切な表現、内容で情報発信がされるよう徹底されたい。

また、本提言では、学校や市教委が行っている性暴力防止対策や、危機対応の仕組みについて児童生徒及び保護者に対して周知することも提言している。この点について、市教委では、学校だより、教育だより、千葉市HP等において千葉市の性暴力防止対策について周知活動を実施している。また、報道機関を活用して本検討委員会の設置、生命（いのち）の安全教育の公開授業等を市民に積極的にPRするよう取り組んでいる。本提言どおり、周知についても力を入れていることについては評価出来る。児童生徒や保護者は、市教委や学校が行っている対策等を知ること、日々の生活の安心も得ることが出来る。また、万が一事態が発生した場合も、これらを知っていることで安心して助けを求められるという側面もある。市教委におかれては、今後もこれらの周知を継続して実施していただきたい。また、各学校においても、より密に児童生徒及び保護者に周知が図られるよう対応されたい。

（２）中期・長期対応

ア 児童生徒及び保護者のケア

本提言では、「市教委は、このように被害児童生徒等が性暴力を受けた後、長期にわたり不安や心の傷が継続することを踏まえ、事件発生

後も継続してカウンセリング等の必要な支援を講じる必要がある。」と提言している。法も第20条において、「学校の設置者及びその設置する学校は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けた当該学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援並びにその保護者に対する支援を継続的に行うものとする。」と定めており、本提言の内容は法の趣旨にも適合するものである。

この点について、市教委は、継続的な支援が可能となるようスクールカウンセラーの人員配置を行う等の対応をしており、その点は高く評価したい。他方で、義務教育修了後にも地域等の支援を継続して受けられるような支援も必要となるところ、その点については今後の施策に期待したい。

イ 初動対応スキル涵養のための職員研修の実施と人員の充実

本提言では、「性暴力を発見した者の対応方法については、全ての教職員がその素養を身につける必要がある」、「専門的知見に基づき被害確認を実施可能なスーパーバイザー等の活動を充実させることも望まれる。」と提言している。

この点について、市教委は、「RIFCR™研修」を企画し、教育職員等への周知に努めていることが確認出来た。この点は高く評価するとともに、今後もこれが継続されるよう強く求めたい。また、この素養は、早期に、全ての教育職員等が身に付けることが望ましいため、より多くの教育職員等がこれを受講出来るよう、予算上の措置についても講じられたい。

他方、被害確認を実施可能な人材の確保・育成については、被害確認をどのような体制で行うべきかにも関わるテーマであるため、まずは、児童相談所、検察庁、警察との協議を進め、そこで構築された仕組みとの兼ね合いで、市教委独自の人材確保・育成について検討をすることが望ましい。

ウ 制度化に向けた関係機関との協議

本提言では、「性暴力が発生した際の児童生徒を守るための方法について、予め関係機関と協議し、体制を整えることが望ましい。」と提言している。具体的には、被害児童生徒の被害聴取の方法（児童相談所、検察庁、警察等）、加害教育職員等への聴取の方法（検察庁、警察等）である。法も、第16条において、「地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、都道府県警察その他の関係者により構成される児童生徒性暴力等対策連絡協議会を置くことが出来る。」と定めており、かかる提言は法の趣旨にも適合するものである。

この点について、現時点では、千葉市では連絡協議会が置かれていないものの、現在、その設置に向けて動いているとのことであるため、早期にかかる連絡協議会が設置されるよう引き続き努めていただきたい。なお、前記のとおり、被害児童生徒の聴取、加害教育職員等への聴取のあり方は極めて重要な事項となるため、かかる連絡協議会であるか、それ以外の場であるかの形式を問わず、より実効性の高い協議や取り決めが可能となるよう、検察庁、警察との連携については急務であり、迅速に進めていただきたい。

4 その他

(1) 暴力のない安全・安心な学校づくり宣言

市教委は、本提言後、性暴力のない安全・安心な学校づくり宣言を発出した。市教委が、改めてこのような宣言をしたことは、児童生徒及び保護者の市教委、学校及び教育職員等に対する不信感を払しょくする一助となるものであり、評価出来る。さらに、その後、同宣言を改訂し、「性暴力」に限らず、あらゆる「暴力（性暴力、いじめ、体罰等）」を許さないという宣言とした。性暴力に限らず、全ての暴力が子どもに対する人権侵害であり、防止されなければならない。防止すべき暴力の対象を全ての暴力に広げたことについては高く評価する。

今後、性暴力に限らず全ての暴力防止に向けた本検討委員会のような仕組みが構築されることを期待したい。

(2) 誰ひとり取り残さないために

市教委は、本提言において求められている事項が、全ての児童生徒に行き渡ることが必要であるとの認識のもと、不登校児童生徒、特別支援学級・学校の児童生徒、夜間中学・外国人児童生徒への周知徹底についても課題として掲げている。

これらの児童生徒に対しては、その状況を勘案し、それぞれのニーズに合った対応が求められる。今後の対応に期待したい。

(3) 児童生徒からの声が多く挙がっていること

児童生徒への人権教育、子どもにこころサポートその他の各施策により、児童生徒から嫌な触られ方をした等の助けを求める声が少なからずあがってきている。このような声がゼロになることが目標とされることは間違いないが、徐々にこのような声があがるようになったこと自体は悲観することではない。過去の事案では、児童生徒が性暴力を自分の権利を侵害されている事態であると認識出来ておらず被害が長期化、拡大していた。

また、些細な内容でも児童生徒からの意見があがっていることが確認されているが、これも評価すべきことである。児童生徒にとって、些細な内容であっても意見を表明する、助けを求めることは重要であり、このような経験を通じて、いかなる事態でも同様の対処を採ることが出来る力を身に付けることが出来る。

児童生徒が自分のからだは自分だけの大切なもの、嫌なことは嫌と言っていていい、相談していい、という力を身につけられたからこそ、このような声があがってきたものと考えられる。

(4) こども基本条例への対応

現在、千葉市では、こども基本条例設置に向けて、検討委員会を設置しているところである。本検討委員会において検討している事柄は、かかる条例とも関連する事柄であるため、市教委には、同条例の検討状況についても注視いただきたい。

(5) 本検討委員会の設置

千葉市は、本提言後、「千葉市児童生徒性暴力等防止対策検討委員会設置条例」を定め、児童生徒性暴力等の防止等のための必要な措置について調査及び審議を行い、その結果を市教委に答申するための本検討委員会を設置した。本提言を受けた上で、更に第三者機関によりその実践の第三者評価を受ける機会を設け、より質の高い性暴力防止対策を検討しようとする姿勢は賞賛に値する。

(6) 他の自治体への周知

市教委は、様々な場面において、千葉市の性暴力防止に向けた取り組みについて周知することも行っていることを確認した。この点も賞賛に値する。千葉市の取り組みは、全国的にも先駆的なものであるため、法で求められている各責務を履行出来ていない自治体に対し、今後も助言や情報提供を行い、全国的に本施策が広がる一助となることを期待したい。

(7) 子どもの権利を中心に据える

市教委は、性暴力の防止を、「教育職員等の不祥事防止」という側面だけでなく、「子どもの権利を保障するためのもの」と位置づけ、各施策を講じている。このような施策の根本的な理念は、各施策の検討をする際にも反映されていると感じられる。今後も、子どもの権利を出発点に各施策について検討をいただきたい。

(8) 風化させないこと

千葉市は過去に児童生徒に対する重大な人権侵害事案が発生した。そのことを受け、現在、市教委では、性暴力防止に向けて積極的に取り組んでいるところである。市教委としては、過去の過ちを風化させず、定期的に職員の意識の変化や組織風土について検証を行うこととしている。この方向性については評価をするとともに、今後そのための具体的な方策が示されることを期待したい。

(9) 市教委全体への浸透

現在進められている子どもの権利の保障を幹とし、児童生徒を人権侵害から守る姿勢については、市教委の性暴力防止の担当部署のみならず、市教委全体で浸透しつつあるとの報告を受けている。子どもへの人権侵害は、性暴力のみならず、その他の暴力、いじめ等様々な形で発生しうるものである。したがって、性暴力防止の担当部署以外の部署においても、その基本的な考え方は共有されるべきものである。したがって、このような変容が生じていることについても高く評価するとともに、このような風土が継続するための具体策についても検討をいただきたい。

また、市教委からは、如何なる場面でも、子どもの最善の利益が何であるか考え、対応を行う姿勢が示されている。性暴力に限らず、非常事態が発生した場合の全ての対応を画一的に論ずることは不可能であるが、全てに共通する行動規範として、「子どもの最善の利益」が何たるかということ掲げていることは重要なことである。

第3 まとめと今後の課題

本答申では、市教委による性暴力防止対策の到達点と課題について検討した。市教委の対策は、全国的にも先駆的であり、その質の高さは特筆すべきである。短期間のうちに包括的な性暴力防止対策プログラムを実現したことは、痛ましい事件の記憶を風化させないという決意の表れであり、高く評価されるべきである。

今後の課題として、性暴力防止対策プログラムの質のさらなる向上と持続可能性の強化が挙げられる。対策効果の最大化に際しては、環境整備の徹底が逆効果を生む可能性も考慮すべきである。例えば、アメリカでは銃乱射事件の報道に接した学校でしばしば金属探知機の導入が検討される。しかし実際に導入すると、検査に毎回かなりの時間が必要であり、検査行列が渋滞して生徒が授業に間に合わなかったり、身体検査を受ける生徒から不満の声が生じ、待ち行列でトラブルが生じたり、検査を回避しようとする者が現れたりする。施策に従順に従う者と従わない者の間に軋轢が生じ、憎悪が暴力を誘発させる。現場の教育職員等も対策が煩雑になると対応に嫌気が差し、金属探知は徐々に形骸化する。ルールの形骸化が無秩序の徴候として認識され、かえって逸脱行為を誘発する危険性もある。

上記事例から分かるのは、犯罪予防にあたっては、コストとベネフィットのバランスを考慮することが重要だという点である。本答申の冒頭で述べた「犯罪予防の5原則」においても「犯行の誘因」として心理的ストレスが含まれる。性暴力防止対策が当事者に不合理だと感じられたり、過度に煩雑な手続きを伴う場合、これが新たな犯行の誘因となる懸念がある。

この問題に対処するためには、教育職員等の負担可能な時間や労力を考慮に入れ、各プログラムをコストとベネフィットの観点から見直し、実効性を高めることが重要である。教育職員等、生徒、保護者の意見を積極的に取り入れ、プログラムの参加者の積極的な関与を通じて、より効果的な性暴力防止対策を実現することが望ましい。このアプローチに

より、プログラムの効果を最大化し、実行可能な対策を継続することが可能となる。

さらに、今回十分に検討をすることができなかった、性加害の発生時からの被害児童生徒への統一的継続的被害対応についても、引き続き、検討をお願いしたい。

おりしも国会では、「日本版D B S」の法制化に向けた議論が始まろうとしている。児童生徒の最初の性被害を防止する方策を、本検討委員会でも引き続き検討することで、暴力のない安全安心な学校づくりをとるも行っていきたい。

以上